

## 会 議 録

名 称	市川市子ども・子育て会議（平成26年度第5回）	
議題及び議題毎の公開・非公開の別 ※非公開の場合は公文書公開条例第8条の項号を記載する	1) 諮問『子ども・子育て支援新制度における保育認定の利用者負担額について』 2) 諮問事項の説明について 3) 市川市次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況について 4) 子ども・子育て支援事業計画における任意記載事項について 5) 子ども・子育て支援事業計画における進行管理事業について	
開催日時場所	平成26年10月16日（木）午後2時00分～4時00分 市川市役所本庁 3階 第5委員会室	
出席者	委員	高尾委員、西委員、前田委員、小安委員、阿部委員、幸前委員、川副委員、村上委員、荻野委員、緑川委員、佐藤委員、山下委員、徳安委員
	事務局 (所管課)	こども部 子育て支援課
	関係部・課等	保育課、保育施設課、保育計画推進課、発達支援課、保健センター健康支援課、教育総務部、教育政策課、就学支援課、青少年育成課
傍聴区分	ⓐ ( ) ・ 不可	
会議の概要	※別紙参照	
配布資料	<事務局資料> ・ 次第 ・ 諮問書（写） ・ 資料1 子ども・子育て支援新制度における保育認定の利用者負担額について（諮問資料） ・ 資料2 市川市次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況について ・ 資料3 子ども・子育て支援事業計画における任意記載事項について ・ 資料4 子ども・子育て支援事業計画における進行管理事業について	

別紙

市川市子ども・子育て会議（平成26年度第5回）（詳細）

1、開催日時：平成26年10月16日（木）午後2時00分～4時00分

2、場 所：市川市役所本庁 3階 第5委員会室

3、出席者：

（委員）高尾委員、西委員、前田委員、小安委員、阿部委員、幸前委員、川副委員、村上委員、荻野委員、緑川委員、佐藤委員、山下委員、徳安委員

（市川市）吉光こども部長、大野こども部次長、子育て支援課（小松課長）、保育施設課（山元課長、大野副参事）、保育課（市来課長）、保育計画推進課（小泉課長）、発達支援課（行木課長）、保健センター健康支援課（小林課長）、津吹教育総務部長、石沢教育総務部次長、教育政策課（永田課長）、就学支援課（谷内課長）、青少年育成課（小畔課長）

4、議 題：

- 1) 諮問『子ども・子育て支援新制度における保育認定の利用者負担額について』
- 2) 諮問事項の説明について
- 3) 市川市次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況について
- 4) 子ども・子育て支援事業計画における任意記載事項について
- 5) 子ども・子育て支援事業計画における進行管理事業について

5、配布資料：

- ・次第
- ・諮問書（写）
- ・資料1 子ども・子育て支援新制度における保育認定の利用者負担額について（諮問資料）
- ・資料2 市川市次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況について
- ・資料3 子ども・子育て支援事業計画における任意記載事項について
- ・資料4 子ども・子育て支援事業計画における進行管理事業について

【午後2時00分から開始】

高尾会長： それではただ今より、平成26年度第5回市川市子ども・子育て会議を開催いたします。先ほど、事務局から連絡がありましたが、本日は2名の委員が欠席です。委員の半数以上が出席されておりますので、本日の会議は成立いたします。

次に、本日の会議の公開に関して、皆様にお諮りいたします。市川市審議会等の会議の公開に関する指針によりまして、個人が特定できる議題等を審議する場合を除きまして、原則公開とすることとなっております。本日は特に非公開にすべき議題はございませんので、公開したいと思いますのですが、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

それでは傍聴人の方がおられましたら、どうぞ中にお入り下さい。

高尾会長： それでは次第1、「子ども・子育て支援新制度における保育認定の利用者負担額について」諮問を行います。事務局よりお願いいたします。

子育て支援課長： 本来市長より諮問させて頂くものではございますが、別に公務がございますので、本日はこども部長より諮問させて頂きます。それではお願いいたします。

こども部長： (諮問)

市川市子ども・子育て会議条例第2条にもとづき、下記の事項について貴会議に諮問いたします。

「子ども・子育て支援新制度における保育認定の利用者負担額について」以上でございます。よろしくお願いいたします。

こども部長： (こども部長 挨拶)

高尾会長： ただ今、当会議に諮問がなされました。当会議といたしましては、十分審議し検討して、市川市のためにお役に立ちたいと考えております。委員の皆様よろしくお願いいたします。

それでは諮問の内容について、事務局より説明をお願いいたします。

保育課長： (資料1「子ども・子育て支援新制度における保育認定の利用者負担額

について」(諮問資料)にもとづき説明)

高尾会長：ただ今事務局から、「子ども・子育て支援新制度における保育認定の利用者負担額について」説明がありましたけれども、ご意見・ご質問がありましたらお願いしたいと思います。

それでは、川副委員さん。

川副副会長：難しいです、何を質問したらいいのか。現行制度と改正案の資料イの比較のところ、一番下に市の徴収額比と書いてありまして、例えば3歳未満児3号認定、3歳児2号認定、4歳以上児2号認定の欄で、B-B'をA-A'で割った比率が書いてありまして、111.1%というのを、3歳児以下23.6%、4歳以上児は19.7%という、ここら辺の説明をして頂ければと思いますがいかがでしょうか。

高尾会長：資料イの右下、比較のところ、現行制度と改正案の比較のところ、事務局、よろしいですか。

保育課長：1.7%という差がありますけれども、保育料については細かい数字まで出さなくて、100円単位をまとめて表示してございます。

高尾会長：よろしいですか。

保育課担当：説明させていただきます。現行制度と改正案の比較ということで、国の基準額より出してしまうということをご質問されていると思いますが、基本的に市川市の保育料自体が、国の制度設計の約80%の保育料ということで設定させて頂いております。その中から、保育標準時間、保育短時間ということで差を設ける必要があって、実際のところ1.7%という差を設けた際に、端数の切り上げ・切り捨てを行い、国の基準額より超えた部分が出てきてしまうということです。実際は市川市が設定した保育料自体が国の基準より下回っているということになりますので、8階層を滑らかにするために26階層という設定をしている関係から、この部分が国の基準より高い金額、100円だけれども高い金額ということになっております。以上でございます。

川副副会長：国よりも8がけになっているという現状の中で、今まで納めていたのが今度は所得税ではなくて、市町村民税に変わる。更に変更って、皆さんの興味・関心は、増えるか増えないかというところだと思います。この比較のところ、これは標準と短時間を比較していらっしゃると思いますが、

現行と改正案との比較をした場合に、この市徴収額比というのがこれまでもよりも増えるというのが、この負担率が、A分のBということなのか、そこら辺の表の見方を教えて頂ければ。要するにこれは111.1%増えるということではないのですね。標準と短時間の比較は、現行の徴収額と、今度の新しい徴収額が増えるのか増えないのかというのはどこで見ればいいのか。

保 育 課 長： 標準時間につきましては、現行と新制度では保育料は変更ありません。ですから上がることはないです。

川 副 副 会 長： この表で見ると、現行制度と改正案のところのそれぞれの標準時間、国の基準、市の基準というのを見ると、要するに市の基準のほうを見ると逆に下がっているんで、上がっていないという説明がつくのだという解釈でいいですか。現行制度と改正案、一番下を見るよりも、上の2つの表を比較したほうが、数字を比較したほうが、だけとおそらく関心は、この関心は短時間と標準時間との比較が焦点になっていますが、おそらく利用者にとっては上がるのか下がるのかというのが、表の作り方としてはどちらのほうがいいのでしょうか。

保 育 課 担 当： ご説明させていただきますと、市川市の保育利用の今回の考え方自体は、現行制度と保育料は変わりません。ただ、標準時間といって11時間利用する方、あと8時間利用する短時間の方で、国のほうが1.7%の差を設けるというのが国の考え方になっております。それを踏襲しまして、標準時間の方に関しては今まで通り同額の保育料で設定させていただきます。短時間の方に関しては、利用が少ない分安くするという考え方がありますので、その分が下がっているということでございます。ですので、基本的な考え方としては、利用者の負担額というのは増えることはないと考えております。先ほどの1,000円、900円というところなのですが、元々標準時間と短時間という考え方がなかったもので、表見的にこのような形になってしまっていますが、実際は標準時間を使っている方よりも短時間を使っている方のほうが、市の徴収額としては1,000円安くなるという考え方、一番上の3歳未満児であれば、4歳以上児であれば500円安くなるという考え方にもとづいて作っております。式にしてしまうとこういうことになるのですが、一番下の比較のところというのは、率をどうしても出すということでやっていますけれども、実際の利用者負担に関しては、変わらないかもしくは短い方については安くなるという考え方にもとづいて設定しております。以上でございます。

高 尾 会 長： 川副先生、よろしいですか。この比較のところはちょっとややこしいと、この表がね。これを削ればいいのかもわからないですね。ほか、よろし

いですか。川副委員さん、よろしいですか。では、村上委員さん。

村上委員： 現行制度だと、第2子の軽減措置というのがあったかと思うのですが、この表には書いてありませんが、兄弟が同園に通園されている場合、第2子が半減になるというのがあると思うのですが、これは新制度でも同様なのでしょうか。

保育課担当： この表は第1子の料金しか載せていないものになります。実際は質問者の方がおっしゃられたとおり、第2子の方は半額、同一第3子に関しては無料という形を踏襲しております。この表の中に入れてしまうとものすごく大きな表になってしまいますので。

村上委員： わかりました。現行と同等ということですね。

高尾会長： では他によろしいですか。はい、山下委員さん。

山下委員： 山下です。質問なのですけれども、標準時間と短時間の区分の設定は、誰が決めるのかというのを聞きたくて、就労証明の時に何時間というので決めますとか、利用者側としては自分がどちらに入るのか、もし8時間に設定していても、延長してしまって結局お金がかかるのであれば、私は11時間にしたいのでそれを選べるのかどうか、その辺りがよくわからなかったなので、質問させてください。

高尾会長： では事務局のほうでお願いいたします。

保育課担当： 回答させていただきます。基本的な考え方としまして、保育の利用時間8時間という設定が、市川市の場合においては午前9時から午後5時までの間になります。その中で収まっていく方については短時間、それを超えて利用することを希望される方については保育標準時間というのが原則的な考え方になります。ただ利用区分によって、順応ということに関して今お答えさせて頂きましたけれども、区分を分けることが難しいものに関しては、標準時間だけを利用して頂くということが中にはございますので、そこについては支給認定というものを、今利用されている方についても、これから利用申し込みをされる方についても、申込み用紙の中に具体的にどの時間を利用したいということで設定して頂くことになりますので、そこで決めさせて頂く形になります。

高尾会長： それでよろしいですか。事務局、それは途中で変えることも可能なのでしょうか。

保 育 課 担 当： 可能です。この11時間と8時間という設定に関しては、国が示したものをやっているものです。

高 尾 会 長： 山下委員さん、よろしいですか。他にありますか。はい、小安委員さん。

小 安 委 員： 小安でございます。先ほどの説明で、色々なお話があったのですが、そもそも比較の負担率というところの、 $A-A'$  分の  $B-B'$  というものが、どういう数値なのかという説明が知りたいのですが。よくわからないのです。先ほどの話だと、現行と変わらないかあるいは少し安くなりますよという説明はあったのですが、実際の比較の数値というのがどういう意味を持っている数値なのかというのがよくわからない。式があるからこういうふうに出しましたとおっしゃるのですが、これは単純に1,000を900で割った数値が111.1ですか。この111.1というのは、1,000を900で割った数値。それから2列目は600を2,540で割った数値、それから3番目は500円を2,540円で割った数値だと思うのですが、この比率というのは、負担率と書いてあるのだけれども、どういう意味を持つ数値なのか数値だけを見るとよくわからない。先ほど川副委員さんもおっしゃっていましたが、この数値の意味がよくわからない。そこで伺ったのです。この部分の比率はあまり意味がないのですよというのなら、もう少しわかりやすい、先ほどの現行と比べたら、標準時間については変わらないよとか、短時間の場合には少し安くなりますよとか、そういう数字のほうがわかりやすいのかなと思いました。その辺の説明がちょっとわかりにくかったかなという気がしました。

高 尾 会 長： それでは事務局。

保 育 課 担 当： 申し訳ありませんでした。比較ということで、このような表現がいいのかなということで作ってしまったのですが、実際のところは縦軸だけを見て頂いて、比較のところは出てしまった率ということになりますので、例えば現行制度のものが、一番上の47,000円のもので変わらぬよという表現です。短時間のものに関しては、今まで設定が無かったもので、47,000円が46,000円になって1,000円安くなりますよということで、比較を載せてしまったということでわかりにくい表現だったことはお詫びいたします。申し訳ありませんでした。

高 尾 会 長： 他によろしいですか。

事 務 局： 先ほどの山下委員のご質問に対して、保育課からの回答に補足いたします。ご自分が標準時間になるのか短時間どちらになるのかという点なの

ですけれども、就労について言うと、月当たりの就労時間が、お父さんお母さんとも120時間以上の方は原則標準時間認定になって、64時間以上120時間未満にどちらかが収まっている場合には保育短時間認定というように原則はなります。ただ、国のQ&Aにも書いてあるのですけれども、例えば月14日1日8時間働いているという、月当たりに換算してしまうと短時間になってしまうのですけれども、時間数が長いから、教育標準時間でなければいけないのだとかいう方については、市町村が判断して標準時間に変えることもできるとなっておりますので、原則120時間というのがラインになります。

高尾会長： よろしいですか。もしなければ次のほうへ行きますが。

特に大きな意見はなかったように思います。この表を出す場合には、もう一度検討をお願いしたいと思います。わかりやすくしてほしいという要望があったと思いますので、その意見を踏まえて修正してください。次回に提示して頂きたいと思います。

それでは続きまして次第の3、「市川市次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況について」、事務局より説明をお願いいたします。

子育て支援課長： （資料2「市川市次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況について」にもとづき説明）

高尾会長： それでは事務局より「次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況」につきまして説明がありましたけれども、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。はいそれでは、緑川委員さん。

緑川委員： 緑川です。基本目標5の「仕事と子育ての両立支援」達成率100%で、18ページの94番「セミナーの実施」は年1回達成されているのですけれども、参加社が0社ということは、開催はしたものの、参加する会社なかったということでしょうか。

事務局： お答えいたします。次世代育成支援行動計画を作った当初には、こちらに書いてある通り、「企業経営者育成セミナー」という名称で、主に企業を対象としたセミナーを考えておりました。ただ目的としては、施策の方向の名称にもなっている通り、ワークライフバランスを目的とした事業になります。ただ、このセミナーを初めてした時には、主な対象を企業経営者にしたのですけれども、それ以降の検討の中で、実際従業員の立場の方の中にもセミナーを実施したほうがいいのではないかという視点がありまして、その結果、25年度については主に市民対象のセミナーを実施したという結果になっておりますので、企業の参加が0だったということになっているということでございます。



高尾会長： そうするとその経営者だけではなくて従業員の人は来たということですか。緑川委員さんよろしいですか。では、他にありますか。はい、小安委員さん。

小安委員： 小安でございます。私はNo.3の「要保護児童対策地域協議会」の関係で、21ページに表があるのですが、その表の中で、実施の内容のところ、目標が200世帯のところ、563世帯ということで、実績がかなり高いので、評価もAですし、アウトカム指標でも認知度、満足度ともに上昇したということで、色々ご苦労があったのではないかと思います。21ページの平成25年度の成果と課題と対応というところに書かれていることについて質問させていただきます。成果のところ、「協議会」また「代表者会議」また「ネットワーク会議」と色々出てくるのですが、この辺の相互の関係がよくわからないので教えて頂きたい。それから、課題のところ、「年々世帯数が増加傾向にあるため、個々のケースに対し綿密な処遇の検討が難しい」と書かれていますが、563世帯への支援というのがどういう支援をされたのか、もしそういうものについて整理されているのであれば教えて頂ければと思います。3つ目は、対応のところ、「参加機関の見直しを図り、関係機関の役割の再確認と連携の強化に努める」と書いてあるのですが、何かこの事業について、問題点とかあるいは課題というものが見えてきたのかなという感じがしないでもないですが、この点について説明頂ければと思います。

高尾会長： それでは事務局のほうからお願いいたします。

子育て支援課長： 三点のご質問にお答えしたいと思います。まず最初の成果のところ出てくる「要保護児童対策協議会」「代表者会議」「ネットワーク」の関係なのですが、「要保護児童対策協議会」というのは、3層構造になっております。まず、「代表者会議」という会議がございます。こちらは警察や司法なども含めた関係機関の内の課長級の方、代表者からなる会議になります。この会議が今までは児童虐待の対応だけだったのですが、この会議を家庭の暴力等に対するトータル的なネットワーク会議とするということで、平成25年から、児童虐待だけでなく高齢者・障害者それからDVの、4つの虐待を対象としたネットワーク会議に変えさせて頂いたというところがございます。それから3層構造の2つ目は、「実務者会議」ということで、実際に児童虐待に対応している実務者が集まる会議になっております。それから3層構造の3つ目は、個々のケースに対して関係している機関が行うケース会議ということになっております。この3層構造の中で、色々なケースの中で検討・相互理解が進んでいるというような形になっております。

2つ目の563世帯について、どのような支援を行っているかというご質問ですが、この563世帯は、児童虐待を含めて養育困難であるとか特定妊婦等も含まれた数になっております。この世帯については継続的な支援が必要であり、定期的な訪問や子育てサービスの導入など、関係機関と連携しながら支援や指導を行っております。最近の傾向としては、子どもだけではなく、母親にも精神障害や発達障害を有するケースが増加しており、その対応には苦慮しているというように聞いております。ただ、関係機関との関係を強化いたしまして、役割分担等をしながらきちっと対応させて頂いているところでございます。

最後に3つ目の会議の内容の改善の検討というところですが、こちらの会議は平成26年4月から、要保護児童対策協議会の実務者会議の参加機関が、15機関17名から23機関25名ということで、参加機関を追加させて頂いております。例えば医療機関であるとか、県が設置しております中核支援センターですとか、市が委託しております基幹型の支援センター等、幅広い機関と一緒に参加して頂いて連携を強めて、原則会議の中で検討しているような状況になっていると思います。以上でございます。

小安委員： わかりました。いずれにしても、これからもこういう世帯数は増えていくのかなと思いますので、大変だと思いますけれども、一生懸命取り組んで頂ければと思います。

子育て支援課長： ありがとうございます。

高尾会長： 他にありますか。佐藤委員さん。

佐藤委員： 佐藤です。事業名64番、「妊婦さんの食事教室」こちらの達成がちょっと低かったのが残念だなという点です。先ほど色々、今後検討していきたいというお話が出たのですが、私も結婚して妊娠をして、妊娠を機に食に関心を持つようになりました。それまではただお腹を満たすだけの食事、それで十分、若いころはそうだったのですけれども、そうではなく、子どもを産み、子どもが生まれて今度は家族の健康を保つための食事というふうに、自分が家族の健康を守っていくということで、食事に対して意識を持ち色々勉強して行って今母として頑張っているところですが、こういった中でやはりここでブチッと切れてしまう部分が多いので、妊婦さんのための食事から、離乳食そしてその後の食生活の指導へと、食事の面に関しての指導といいますか、もっともっとそういう幅を広げて頂けたらなと思います。飽食の時代なので、すごく難しいとは思いますが、体に良いものを食べることで、そしてそれで元気になって生き方や考え方が変わっていく、大袈裟ですけれども、食事で世の中が変わるのではないかなと思うくらい食事は大事かなと思うので、食で市川市を変えて行こうというく

らい、食に対しての意識を市全体で高めていくと、子ども達にとっても家庭にとっても市にとってもいいことではないかなと思うので、この事業をもっともっと広げて行って頂けたらと思います。以上です。

高尾会長： よろしいですか。事務局のほうで何かありますか。

健康支援課長： 健康支援課でございます。ご意見ありがとうございます。頂きましたご意見を参考にさせて頂きながら、今後ますます充実させていきたいと思っております。

高尾会長： 他にありますか。はい、幸前委員さん。

幸前委員： 質問と意見が一点ずつあるのですけれども、まず質問のほうなのですが、市民評価のところのe-モニター制度のアンケートで、市民の満足度を取ったということなのですが、こちらの平成24年度と平成26年度の母体というか、アンケート回答者数というのはどこかに載っていますか。もし載っていないのだったら、お答え頂きたいのですが。

高尾会長： 事務局のほうでわかりますか。

事務局： 26年度のアンケートの回答者数につきましては、3,982件で、回答率は29.9%になっております。24年度の結果につきましては、今手元に資料が無いのですけれども。

高尾会長： 無いものは仕方がないですね。幸前委員さん、よろしいですか。

幸前委員： いや、何人くらいの答えのうちの30%か40%かと思ったので、細かい数字というよりは4,000人くらいのうちの30%の回答率というところで理解いたしました。

事務局： 前回の回答率につきましては35%くらいです。

幸前委員： ありがとうございます。聞いた理由というのは、昨年度みたいな郵送式のアンケートというのは毎年毎年やらないので、e-モニターの市民の満足度というのが、あまり数字が少ないところで資料として上がってきているのだったらどうなのかなと思って人数を聞いてみたかのですが、できればe-モニターで誰でも参加できるので、こういう毎年の進捗状況を調べる前にちょっと、子育て世代にe-モニターに参加しよう、というようなキャンペーンかなにかをやれると、もう少しお母さん達も自分の意見が反映できるということで、市政に参加している気持ちができる

いいかと思いました。

もう一点なのですが、今回このアウトカム指標とかアウトプット指標とか色々な評価を出して頂いたのですけれども、20 ページくらいからそれぞれの進捗状況が載っているのですけれども、評価 ABCD というところがなんとなく大雑把かなというのと、100%達成というのも A と B を足してということで、要は 50.1%でも OK になってしまうのかと。100%達成していても 51%達成していても同じ扱いというのがどうも、これで普通の企業さんだったらそれはどうかと思うのが一点と、元々の目標値の設定が、先ほど小安委員さんも取り上げられていた 21 ページの「要保護児童虐待対策地域協議会」を見ても、平成 22 年度は少なかったのですけれども、ここ 2 年、24 年 25 年というのが 400、500 と増えてきている、それなりの市の取り組みがあり、そういう声がひっきりやすくなった、すごくいいことだと思うのですけれども、5 年前に立てた計画なのでずっと 200 世帯ということで、200 世帯で A 評価でいいのかとすごく疑問なのと、この数値評価というのは一つの指針としてはわかりやすい意味で、参加者数とか利用者数というのは一つの指標になると思うのですけれども、あくまでもそれは一つの手法でしかないかなと思うので、もう少し多角的に、多様性が含まれた評価はできないのかと思いました。

資料の 6 ページのところ、基本目標ごとの達成率のレーダーチャートが載っているのですけれども、これが基本目標 1 から 6 までのレーダーチャートですけれども、こういう形式で、例えば「数値目標の達成率」を項目の 1 つにすると。「費用対効果」を項目 2 とするか、市民満足度や、最初に市民満足度だけまとめて後半で進捗状況という、何度もあちこち見たりしないといけないので、例えば市民満足度も項目に入れるとか、難しいと思うのですけれどもこの事業をやることによって、こういう効果が表れましたというところの自己評価でもいいと思うのですけれども、そういう評価を一事業ごとにこういうレーダーチャート方式で評価を出すというのは不可能でしょうか。何人利用で、評価 A だけのものを見てみると、本当にこれが、その事業がすごく良かったのかちょっとだけ良かったのか、その「良かった」もすごく幅があり図りづらいというのと、評価は低いけれどもすごく重要なところで、目標を 10 にして 5 ぐらいしか達成していないけれども、本当は 5 いただけでもすごいのだという事業はきっとあると思うのです。その辺がこの進捗状況式だと読み取れない部分があるので、こういうレーダーチャート式とか色々多方面からの評価を入れた報告書を作るというのは無理でしょうか。

高尾会長：事務局のほうでどうですか。

事務局：子育て支援課のほうからお答えいたします。実は 1 年前もこの次世代計画の評価の報告をした時に、評価の仕方が甘いのではないかと、今回

と同じような意見を頂いています。まずこの次世代育成支援行動計画の計画期間が今年度までで、来年報告をして計画としては終わりということになります。そこまではどうしてもやはり経年変化で、公表しているということがありますので、同じ評価の仕方をさせて頂きたいというのがまず一点です。新制度の策定で色々なご意見を頂いている事業計画において、評価の仕方を変更するのもしないのかというところなのですけれども、会議開催予定の資料があるということ、審議が終わった後お知らせしようと思っていたのですが、配布しています。その中で1月にこの計画の推進については、まず大雑把な方向性については検討して皆様にご審議頂いて計画書の中に盛り込んでいきたいと思っています。ただ、どういう場合に例えばA評価にしてどういう場合にB評価にしてというところは、まだまだ時間をかけなければきちんと決められないと思うのです。それを今年度立てる計画の期間の中で決められるとは思わないので、そこは来年度に回してじっくりとご意見を頂きたいと思います。

高尾会長： よろしいですか。これは次の子ども・子育て支援事業計画に伝えていく訳ですから、そこでの評価の在り方というのにも必要かなと思いますね。どこでいってもこの達成度でいきますと、問題が出てくるかと思います。例えば一つだけ例をあげますと、11の「母子の緊急一時保護」。これは目標が50世帯で達成が31と。つまりDVだとかあるいは経済的困窮だとか火災などで居場所が無くなった人に対する保護でしょ。これは少ないほうがむしろ効果があったというふうにも読み取れる訳ですよ。ですから一応の目安と。Aと言ってもね。これはBではないかもしれないですね。実際にはAかもしれないですよ。というような読み方もできるので、表し方については、子ども・子育て支援事業計画についてはもう一度検討が必要なのかと思います。そういうことも含めて次のところへ移りたいと思います。

それでは続きまして次第の4、「子ども・子育て支援事業計画における任意記載事項について」です。事務局から説明をお願いします。

子育て支援課長： （資料3「子ども・子育て支援事業計画における任意記載事項について」にもとづき説明）

高尾会長： それではただ今「子ども・子育て支援事業計画における任意記載事項について」事務局より説明がありましたけれども、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。はい、小安委員さん。

小安委員： 小安でございます。8ページの②で『「市川子育て応援企業」認定制度の充実』というのがあるのですけれども、現にこういう応援企業を認定するというのはとてもいいことだと思いますし、この後色々な保育需要の中

の例えば延長保育とかいったそういうものが、ニーズが増えれば増えるほどその費用というのが増大する訳ですけれども、そういう費用を抑えるためにも、長時間労働とか勤務形態そのもの自体も見直したりとか、そういうようなことも今後は大いに必要になってくるのではないかと思います。それによる経費削減とかいう方向性もあるのかなど。だとすると、このいちかわ子育て応援企業というものの認定対象の中で、認定の基準の中に、「一般事業主行動計画を策定していること」というのがありますが、こういう計画の中でそういう長時間労働とかあるいは勤務形態についても今後は見直していこうということで積極的に取り組んでいくことみたいなものを入れていくということではできないかという一つの提案です。

子育て支援課長： はい。ありがとうございます。ご意見を踏まえさせて頂いて、検討させて頂きたいと思います。

高尾会長： 他によろしいですか。はい、川副委員さん。

川副副会長： 2ページの「産後の休業及び育児休業」の中の①に、「子育てナビによる情報提供・相談支援の実施」という項目がございますが、これから子育て支援を充実していこうということで、様々な法律、今回私どもの子ども・子育て会議でも充実していこうとしている訳ですが、非常に複雑になって、本当にサービスが行き届いていくのかというのが重要だと思います。それで先ほどのアウトプット指標の中で、満足度の中で、要するに情報の提供、子育てに関する情報の提供というのが9番目に、それぞれのページになされた中に、マイナスになっているのです。始めに出されたのはマイナス11.3%と、情報の提供となって、これは24年度と26年度の比較です。それから今日出された中ではマイナス7%になっている。本当に市川は頑張っている情報の提供をしているにもかかわらず、24年度と26年度を比較するとマイナスと。さらに今度は新しい制度ができて複雑になるのに、情報提供のところの子育てナビということになっていますが、国が利用者支援についてかなり力を入れた情報提供をしようとしていますので、ここら辺についても新しい情報提供を、いわば中学校区に1人ずつくらいの子育てナビなのかコーディネーターなのか、それは市川市でまた考えるにしても、利用者支援という国が考えていることに対して市川市が情報提供についてどう考えているのかということについてお聞きしたいと思います。

高尾会長： では事務局のほうで。

子育て支援課長： 情報提供について、市川市は先ほど川副先生におっしゃって頂いたとおり色々なサービスをしております。色々なサービスをしているのですけ

れども、利用は横ばいであったり場合によっては下がってしまっていたりして、これはどうしてかと言うと、やはり周知の問題ということは、常に言われているところです。周知に関しては、一昨年にWEBサイトを立ち上げてWEBでもやっておりますし、前回お配りしたガイドブック等でもやっているのですが、なかなか周知のほうが進まないというところがあります。今回子育てナビのほうで利用者支援という形でやらせて頂いているのですけれども、それで十分だというふうには思っておりません。ただ、すぐにナビをたくさん作ればそれだけ周知が隅々まで行くのかということになると、甚だ疑問なところがあると思っております。ただ、市川市は先ほど言っていたようにたくさんの相談窓口やサービスもありますので、そういったところの連携を強化しながら、子育て団体との連携、市民とのネットワーク作りというようなもので、これからの利用者支援を強化していきたいと思っております。以前から言っている通り、市川市に2ヶ所では少ないのではないかなというようにお話もありましたけれども、利用者支援を今後どういう形でやっていくのか、しばらく勉強させて頂いて、広められれば広めていきたいと考えておりますのでご理解頂きたいと思っております。

川 副 副 会 長： 是非この利用者支援は早急に取り組んで頂きたいと思っております。やはり文章とかだと限界があるのかなと。フェイス to フェイスで直接接することができる機関が様々ありますので、そういうところに情報の提供をする方が配置されていくということは非常に重要なことだと思っておりますので、その研究をして頂きたいなと私は以前から申しあげておまして、ここの放置はできないかなと思っておりますので、是非前向きに検討して頂ければと思います。以上です。

高 尾 会 長： よろしいですか。はい、徳安委員さん。

徳 安 委 員： 徳安です。利用者支援ですけれども、情報提供ができるということに加えて、その後に継続的に利用ができていくかという見守りも必要なのかなと思っております。9月に国のほうから利用者支援事業の説明資料が出てくると思うのですが、その中には専門機関に繋がった後に継続的な見守りをする役割として、地域連携、機能を担うのは公的機関の専門職と異なると明確に書かれておまして、地域ぐるみの見守りが必要だと思っております。例えば保育園ですとかその他の機関に繋がった後も、その方達から色々難しい状況ですとか困った状況を聞くことがよくありますので、そういう声を聞く場所が身近になれば、この事業自身の達成度が半分で終わってしまうのはもったいないと思っております。

高尾会長：事務局のほうは。

子育て支援課長：徳安さんからは、継続支援というなお話だったかと思います。その辺につきましても今後少し研究をさせて頂きたいと思っております。

高尾会長：それではこれは子ども・子育て支援事業計画における任意記載事項ですので、市町村が独自に書き加えていくということですので、これは問題ないかと思います。

それでは今意見がいくつか出ましたので、それを踏まえて記載をお願いしたいと思います。

続きまして、次第5、「子ども・子育て支援事業計画における進行管理事業について」事務局から説明をお願いいたします。

子育て支援課長：（資料4「子ども・子育て支援事業計画における進行管理事業について」にもとづき説明）

高尾会長：それでは「子ども・子育て支援事業計画における進行管理事業について」説明がありました。この部分は事務局から説明がありましたように、議論をし尽くした感じがありますので、今日は全体のまとめということで事務局から最終案が出されました。それを踏まえて意見・質問がありましたらお願いいたします。特に目標値と根拠のところ、こういう点に絞ってお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

はい、幸前委員さん。

幸前委員：幸前です。何度も何度も時間をかけて色々議論させて頂いたような気がしたのですが、最初のお話で、今回この計画に関しては、どの事業を入れるとか入れないとかを話し合うのがこの場で、私も勘違いしていて、事業の細かいところまで重箱の隅をつついた感があったなと思ったのですが、逆にこの事業を外してほしいと言えば、それが通るのだったら外してほしい事業もあるなとちょっと思ったのですけれども、そこはきかないのかなと。それはさておき、今回一つ感じたことは、資料2という形で進捗状況が出てきたのですけれども、こちらで平成25年度の進捗状況とか課題を読んでいて、全然そこが今度の計画にうまくリンクしていない。この課題があるからこの計画を立てましたというのが読み取れない部分が多いと思うので、是非計画を立てる時は同時に進捗状況を、今出されて、疑問を持ったところを上げると、私は20くらい上がったのですけれども、



それを一つ一つ聞く場ではないことはわかっているのですが、せめて資料として最初に計画案を出した時に、進捗状況の案も同時に出るようにしてほしいという要望があります。その中で二点だけ、確認もこめてご質問したいのですけれども、まず12番の「幼稚園の預かり事業」。先ほどの進捗状況でもすごく利用者が多くて、必要とされている事業という報告があったのですが、うわさで聞いてしまったのですけれども、今後幼稚園のリフレッシュの補助は打ち切られるといううわさを私は聞いて、でも5か年計画に、リフレッシュや就労等を支援するためにやりますと書いてあるので、これはあくまで私の聞き違いのうわさなのか質問したいのが一点。就労型は続けるけれども、リフレッシュは打ち切られるといううわさを聞きました。その確認が一点。もう一点は29番の「マイ保育園登録制制度事業」。ここは前回も私が言ったかと思うのですけれども、1園20名が許容範囲であるとなっていて、公立21園しかない。他の保育園の地域交流とかそういうことは全部新設も含めて75園となっているのですが、1園20名が許容範囲だったら、ここも是非75園に増やしてほしい。先ほどの利用者支援のところでも出たのですが、利用者支援で子育てナビというのも、本年度から新しく作ったというのはすごくよくわかるのですけれども、やはり最終的にはお母さんたちが足を運ぶ場所の、人と人との繋がり、色々な情報が生きた情報に変わっていくという、できる限りマイ保育園に、妊婦さんから子育て支援の機関に足を運べるチャンスを増やしてほしいという意味で、是非公立保育園だけでやるのではなくて、全保育園でやって頂きたいと思いました。それが可能かどうか、その二点を質問させていただきます。

高尾会長： それでは事務局。

保育課長： 保育課長です。私立保育園の預かり保育について、今、リフレッシュ型と就労型の二つの種類があります。いずれも補助している状況です。就労型のほうも、待機児解消へ向け大事なところではあると思いますが、就労していないお母さんのためのリフレッシュ型も大切であると思っています。それを打ち切るということは、公ではしておりません。ただ、待機児童解消へ向け、就労型を充実させたいという面はあります。それへ向けた検討はしていくつもりです。以上です。

幸前委員： リフレッシュというのは長期休暇の間の、保育がない形で、就労型というのが、夏休みや冬休みも預かるという形です。しかし、リフレッシュといいながら、実際にお茶を飲みに行ったり、映画を見に行ったりする方

というのは少ないです。例えば、夏休みはお休みするけれども、その期間だけパートに出ている方というのが結構多いです。リフレッシュという  
と、2時に終わるところを、3時半まで5時まで預かってもらう、その仕組みを利用してパートに出ている方は、かなりたくさんの方がいらっしやいます。それが打ち切られると、結局全員その方々が保育園に行かないと仕事が続けられなくなるということになります。就労型を増やしたい、でもリフレッシュで就労している方というのが、溢れてしまう恐れがあると思ったので、今回考慮して、計画に繋げて頂きたいと思いました。

保 育 課 長： はい、今実施しているものについては、縮小するという事は考えておりません。ただ、就労型について待機児童解消につながるような形での充実を検討しているところです。以上です。

保 育 施 設 課 長： 保育施設課です。マイ保育園の関係です。こちらについては、前回も申し上げたかと思うのですが、現状では公立保育園 21 園が取り組んでいる、これについて認可保育園についても参加できないかという提案を受けておりますので、これは現在検討を進めているという状況であります。  
今回、この計画の中に数字を盛り込めるかという部分については、スピードの問題もございますので、ご理解頂ければと思います。

小 安 委 員： 微調整ということで、可能な範囲で取り入れて頂ければと思います。  
14 ページの、虐待防止関係のところ、「要保護児童対策地域協議会」という 58 番の名称についてですが、他の事業については、〇〇事業というような形ですが、これは協議会という会の名前になっているので、例えば、要保護支援事業（地域協議会による協力・連携）というようなタイトルにしたらいかがかと。また事業概要のところも、先ほど、任意記載のところでは、当会議を通じて関係機関と情報を共有するとともに連携を強化していきますと書かれています。どちらかというと、協議会の設置自体が目的ではなくて、協議会を通じて、色々な協力・連携をしていく事業だと思うので、この事業概要の表現も後先を入れ替えたらいかがと。例えば、関係機関により協議会を設置して要保護児童等にかかる情報を共有し、支援内容の検討・評価・進行管理を行うなど、協力し、連携をしています。その後、今後は児童虐待のほか、発達障害についても協力・連携を図っていきますというほうが、事業の説明としてはいいのではないかと思いますので、これはあくまでも参考としてですが、意見させていただきます。

子育て支援課長： ご指摘ありがとうございます。そのとおりだと思いますので、検討させて頂きたいと思います。

山下委員： 青空こども広場事業について、前回会議後にメールで提案をさせて頂いたのですが、意味のない空間をつくるのであったら、室内に、有料でよく水道橋や、ららぽーとにあるようなキドキドといった、楽しい場所を作ってほしいという提案をさせて頂いたのですが、先ほどの回答ですと、花壇、ベンチ、水道、ということだったので、お母さん達からすると、『あれ何？公園？違うよね？』というような、結局よく分からない施設ができてしまうような気がしています。犬の散歩場にもなりそうですし、ホームレスが溜まる場にもなりそうです。例えば、場所の名称を、青空こども広場とするのか、砂場だけでも置いて頂くとか、何か、あまり議論をしていないまま新規事業にお金が投入されるのかなという不安が少し今残ったまま終わりそうなので、もう少し設計図を描いてからこの5か年計画の10ヶ所というのをさせて頂きたいと思います。例えば、芝生があるのか、何平米の大きさで作るのかという部分も気になります。

子ども部長： 青空こども広場ですけれども、まず、今描いているイメージというのは、よく今プレーパークということで、里見公園などでおやりになっていますが、なかなか広いところはできませんが、こども達が自由に遊べる空間を設置しようという、そういうコンセプト、そこからまずは始めたいと思っています。そこからやっていく中で、ご意見も伺うと思いますから未満児を対象にということで、そういう子どもたちが自然に遊べる空間、ということで、まずはそこから初めさせて頂きたいと思っております。色々、こうしたほうが良い、ああしたほうが良いというご意見はあろうかと思いますが、まずそういったコンセプトで始めさせて頂いて、一つ一つご意見を頂きながらやっていきたいと思っております。以上です。

高尾会長： まずは、作ってみたいとわからないということですかね。要するに公園の少ないところに作っていく、ここがポイントかと思えます。よろしいでしょうか。他に。

川副副会長： 先ほどのマイ保育園について、昨日担当の課長さんに来て頂いて、私どもの民間の団体園の方に依頼がありました。是非私も、各園のほうに取り組んで頂きたいとお願いしました。広がっていくことを是非お願いしたいです。それから、2ページの8で、施策の方向4で、乳幼児期の教育・

保育の一体的提供・推進について、今回の子ども・子育て会議の中で、この認定こども園は非常に重要な位置にあると思っています。やはり、乳幼児期の教育・保育については、重要な位置づけを国としても整備し、そこを充実させていくという子育て支援と、教育・保育を充実するということで、消費税の値上げもしてきた訳ですので、この認定こども園整備事業の（ ）して幼稚園からの移行というのは、これは保育園からの移行というのはあるのかどうかというのをお尋ねしたいと思います。

保育施設課長： 保育施設課です。今庁内で、認定こども園を専門に扱うセクションというのがありません。なぜかというと、保育の部分というのは、こどもに関わる部分でこども部、認定こども園については教育といった概念も入って参りますので、教育分野についても、組織ぐるみ取り組んでいくべきだろうということで、今考えています。現在3地域3園という計画になっておりますし、私どももこの認定こども園について、これから、というか現在進行中ですが、十分に考究を進めながら先駆的な自治体もあると聞いておりますので、そういったところの情報を仕入れながら整備をしていきたいと考えております。以上です。

川副副会長： この、幼稚園からの移行というのは、幼稚園限定ですか。

保育施設課長： 保育園からの移行という提案も頂いていますので、ここは表現を見直したほうがよろしいかなと思います。少し持ち帰って検討したいと思います。

高尾会長： 他によろしいでしょうか。

徳安委員： 48番の4ヶ月赤ちゃん講座の参加者数というのは、親子で計算されていますか。少し多いような気がしますけれども。

健康支援課： これは親子の数をあげています。

徳安委員： はい、わかりました。例えば、この下の離乳食教室については、親の数ということでよろしいでしょうか。

健康支援課： はい、こちらは親の数になってきます。

高尾会長： 最後ですのでどうぞ、ご意見をお願いします。

徳安委員： この計画について、今後意見はどのように出していけばいいでしょうか。質問ですとか、利用者の方から伺った意見ですとか、実際の親子から伺った意見は、どのようにお伝えしていったらいいかということをお教えして頂きたいと思います。

子育て支援課長： はい、この進行管理事業につきましては、先ほど来申し上げておりますとおり、本日をもちまして終わりにさせて頂きたいと思っています。事業についてのご意見につきましては、事務局のほうに伝えて頂ければ、それを各担当者のほうに伝えていきたいと思っています。

高尾会長： 今回こちらについて、微調整をして取りまとめをするということについて異論はないかと思っています。その後、進行管理事業ですから、進んでいく中で、この会議で進行状況についての報告はあるわけですね。

子育て支援課長： 新しい計画ができましたら、年度内の中で進行管理をしていきたいと思っています。

高尾会長： そこで意見を言って頂ければ良いわけですね。それでよろしいでしょうか。はい、他に。

緑川委員： 先ほどの、山下委員の意見と同感で、青空こども広場について、私の家の真隣が公園なのですが、遊具で子ども達が集まってくる感じがあります。花壇だけ置いて広場があっても、果たして、子どもが遊ぶかなという疑問がありまして、例えば看板に工夫をすとか、何かしらの遊具を一つだけ置くとかしたほうが、公園と分かりやすいかなと思います。

子育て支援課長： 青空こども広場につきましては、そのような意見があったということを担当課に伝えておきたいと思っています。

高尾会長： それでは、議論が出尽くしましたので、資料4をもとに、今回出た意見を踏まえて微調整して頂いて取りまとめるということでよろしいでしょうか。そのようにさせて頂きたいと思っています。

それではこれもちまして平成26年度第5回市川市子ども・子育て会議を終了いたします。

【午後 4 時 00 分閉会】

平成 26 年 10 月 16 日

市川市子ども・子育て会議会長 高尾 公矢

